

ID: 1812

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第84条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第28条第5項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通	

知しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成30年4月1日

最終変更年月日

令和5年4月1日